

「ちばぎん教育資金贈与専用口座」ご利用のご案内

本預金にかかるお手続きや注意事項を記載しておりますので、

口座作成前に必ずお読みください。

- 本預金は、2013年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、「非課税措置」といいます。）」の適用商品です。口座開設にあたり、当行と教育資金管理特約を締結していただきます。
- 非課税措置の適用を受けるには、直系尊属からの贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば贈与を受ける方（受贈者）の父母・祖父母・曾祖父母をいいます（したがって、伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません）。
- 資金をお預け入れいただく日の属する年の前年における、受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、2019年4月1日以降、新規または追加でお預け入れいただくことができません。
- 本資料では、以下の表記としております。
 - ・教育資金を贈与する方（贈与者） ⇒ 祖父母さま等
 - ・教育資金の贈与を受ける方（受贈者） ⇒ お孫さま等
- お孫さま等が既に他の金融機関や当行の他の店舗に「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合、本預金のご利用いただけません（ただし、既に教育資金管理特約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の一つを除き課税対象となりますのでご注意ください。
- 本預金にお預け入れできるのは、2021年3月31日までとなります。

1. 商品概要

項目	内容
商品名	「ちばぎん教育資金贈与専用口座」
対象となる預金	普通預金 ※本預金はATM・マイアクセスでのお取引、口座振替でのお引出し及び振込でのお預け入れはお取扱いいたしません。 ※口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます。
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している30歳未満*のお客さまで、資金のお預け入れをする日の属する年の前年における合計所得金額が1,000万円を超えていない方 ※2019年7月1日以降、30歳に達しても、お孫さま等が学校等に在学している場合等には引き続きご利用いただけます。詳しくは「7. 本預金の教育資金管理特約の終了」をご確認ください。
最低お預け入れ額（預入単位）	10万円（1円単位）
お預け入れ限度額	1,500万円（利息は預入限度額に含みません）
お預け入れ期限	2021年3月31日まで
口座開設方法	当行の窓口で口座を開設していただけます。
お預け入れ方法	口座開設店の窓口で随時お預け入れいただけます。 お預け入れの対象資金を、贈与契約後2ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
お引き出し方法	店頭窓口で随時お引出しいただけます。 口座開設店以外でも受付いたしますが、ATM、口座振替及びマイアクセスによるお引出しはお取扱いいたしません。
手数料	無料

※非課税措置の適用には「領収書等」の提出等が必要となります。詳しくは次項以降をご参照ください。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等のご本人確認書類 (原本)	<p>個人番号カード、保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※2016年1月より、本預金の口座開設に際しマイナンバーをご提示いただく必要がありますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。</p> <p>①個人番号カード ②通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等（注）</p> <p>（注）顔写真付の本人確認書類であれば1種類、顔写真なしの本人確認書類であれば2種類を、合わせてご提示いただく必要があります。</p> <p>例：「通知カードと運転免許証」、「通知カードと保険証および住民票の写し」</p> <p>※お孫さま等が未成年の場合は、<u>お孫さま等と親権者さまのご本人確認書類とともにお孫さま等と親権者さまの関係がわかる確認書類（住民票等）も必要となります。</u></p> <p>※お孫さま等が30歳以上の場合、本預金は作成できません。</p>
お孫さま等のご印鑑	<p>口座開設にあたり、<u>お届けいただくご印鑑</u>をご用意ください。</p>
戸籍謄本・ 住民票謄本等 (原本)	<p>直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。</p> <p>※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。くわしい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認くださいませようお願い致します。</p>
贈与契約書 (原本)	<p>予め書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、<u>贈与契約書の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたしません）。</u></p> <p>※<u>贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要がございますのでご注意ください。</u>なお、「贈与契約書」の書式は店頭又は当行ホームページにご用意しております。</p>
教育資金非課税 申告書（原本）	<p>非課税措置の適用を受ける金額（お預け入れ金額と同額である必要があります）等を記載していただきます。</p> <p>申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>※「学校等」に対して直接支払われる教育資金については、上限1,500万円まで、「学校等以外の者」に直接支払われる教育資金については上記1,500万円のうち最大500万円までとなります。詳しくは後記5又は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。</p> <p>※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm</p>

所得証明書類 (原本)	お孫さま等が、お預け入れをする日の属する年の前年において、他のご家族等の扶養親族に入っておらず、収入があり、合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、所得証明書類をご用意ください(1,000 万円を超える場合は新規及び追加のお預け入れができません)。 <ul style="list-style-type: none"> 所得証明書類：源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控（給与所得以外の所得がある場合は、税務署受付印のある当該書類をお持ちください）、納税証明書等の中から1つ
贈与資金	贈与資金については、以下の方法等にて予めご用意ください。 <ul style="list-style-type: none"> 既に当行にあるお孫さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、<u>お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。</u> 既に当行にある祖父母さま等の口座に予め入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、<u>祖父母さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただきます。</u> <p><u>※本預金へ直接贈与資金をお振込みすることはできませんのでご注意ください。</u></p>

3. 口座開設手続き

①贈与契約のご締結及び必要書類等のご準備	上記1でご案内させていただいた通り、贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします
②ご来店	お孫さま等（未成年の場合は親権者さまとともに）にご来店いただきます。祖父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、祖父母さま等（ご本人）にもご来店いただく必要がございます。
③口座開設手続き	「教育資金非課税申告書」、「確認書」等の申込書類をご記入・ご捺印等していただき、お孫さま等のご名義で口座を開設致します。 <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p><u>贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要があります。お預け入れ上限額は1,500万円ですのでご注意ください。</u></p> </div>
④通帳のお渡し	通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。 ※本預金はATM・マイアクセスでのお取引、口座振替でのお引出し及び振込でのお預け入れはお取扱いいたしません。

※2021年3月31日までは追加のお預け入れも可能です（ただし、お預け入れ限度額は合計で1,500万円までとなります）。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加教育資金非課税申告書、ご本人さま確認書類、マイナンバーの確認できる書類、所得証明書類（お孫さま等が、お預け入れをする日の属する年の前年において、他のご家族等の扶養親族に入っておらず、収入がある場合）等をご用意いただき、口座開設店の窓口にて手続きができます。口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください。

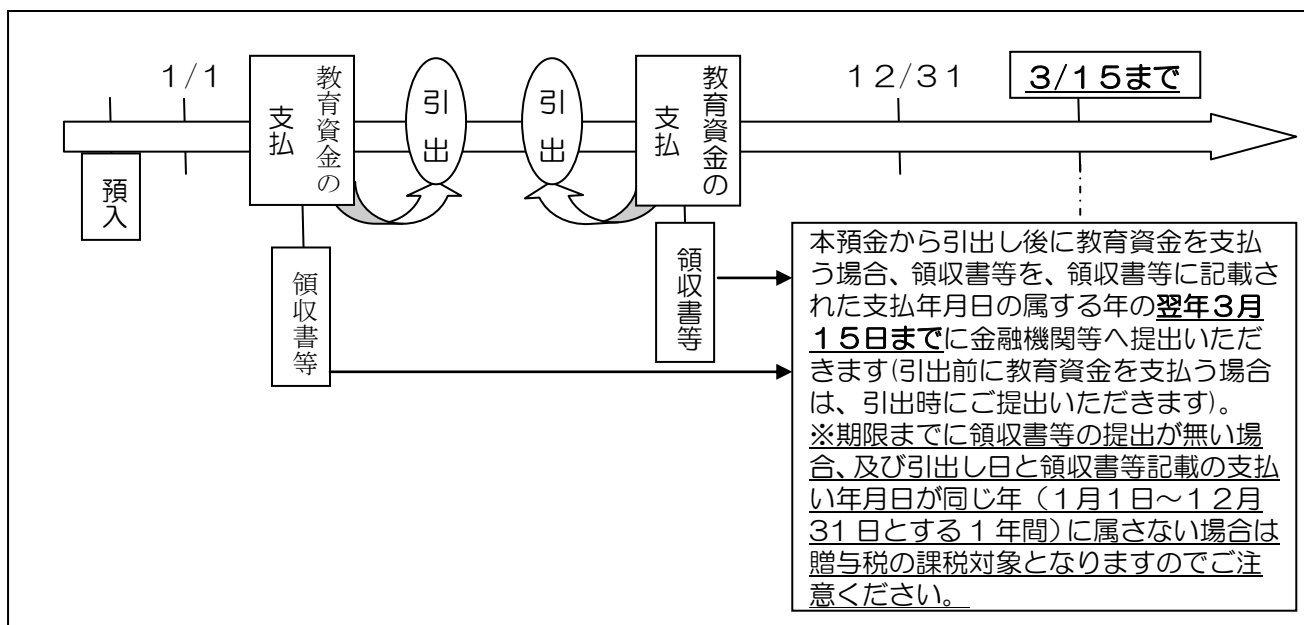
4. お引出し及び領収書等のご提出

お引出し方法は、次の①もしくは②となります。お孫さま等のご都合に合わせてご利用ください。領収書等を提出される際は、口座開設時にお渡しする『ちばぎん教育資金贈与専用口座』に関する領収書等明細一覧兼確認書を添付してご提出ください。

	① 教育資金支払い後に本預金から引出し	② 本預金から引出し後に教育資金支払い
お引出し方法	教育資金を支払い後、当該領収書等を当行にご提出いただき、領収書等の金額を上限に引き出す方法	本預金を引出した上で、教育資金を支払い、後日当該領収書等を当行にご提出いただく方法
ご注意事項	教育資金を支払った年中に、口座から引出す必要があります。	引出した資金にて、当年中に教育資金を支払う必要があります。
	<u>領収書等に記載される支払い年月日は口座からの引出しと同じ年(1月1日～12月31日とする1年間)に属することが必要です。同じ年に属していない場合、引出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</u>	
お引出し時の必要書類等	お通帳、お届けのご印鑑、①の場合は領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」※現金で200万円超のお引出しの場合は、ご本人様確認書類(お孫さま等が未成年の場合、お孫さま等と親権者さまの確認書類及び関係がわかる確認書類)が必要となります。	
領収書等のご提出	引出し時に領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」を当行へご提出ください。	お通帳、領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年の3月15日までに当行へご提出ください。 <div style="background-color: yellow; text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <u>期限までにご提出いただけない場合、引出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</u> </div>

※お引出し金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

◇お預け入れ～領収書等の提出までの流れ(イメージ図)



5. 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

(1) 学校等に対して直接支払われる金銭

学校等※への支払いは上限1,500万円、

※学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、
 海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

(2) 学校等以外の者※に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記 1,500 万円のうち、500 万円を上限として非課税となります。

※学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

※物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは（２）に該当します。

具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

(3) 対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。

①学校等への支払いの場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定（試験）料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

②学校等以外の者への支払いの場合

- ・学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等
- ・学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等

6. 領収書等について

(1) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。当行で内容を確認し、「特例適用済」のゴム印を押印した後、原本をお返しいたします。

①領収書

領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要^{※1}が記載されていることが必要です。

②領収書以外の「支払の事実を証する書類^{※2}」

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要^{※1}が記載されていることが必要です。

※1) 資金用途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また学校等以外の者（塾や習い事）で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金用途に加えて、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間等）」についても記載されていることが必要です。

※2) 「支払の事実を証する書類」は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」の Q&A (Q5-3) で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

(2) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記（１）の「領収書等」に加えて「学校等の書面[※]」をご提出いただくことが必要です。

※年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

非課税となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7. 本預金の教育資金管理特約の終了

教育資金管理特約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします（本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません。）

- ① お孫さま等が30歳になられた場合*
- ② お孫さま等が亡くなられた場合
- ③ 本預金の残高が零となり、お孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及びご本人確認資料をお持ちください（お孫さま等が未成年の場合、お孫さま等と親権者さまの確認書類及び関係がわかる確認書類が必要となります）。

※2019年7月1日以降にお孫さま等が30歳になられた場合、以下のA、Bのいずれかに該当する時は教育資金管理特約は終了せず、引き続きご利用いただけます。30歳になられた翌日以後については、その年においてA、Bいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日、またはお孫さま等が40歳になれる日のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。

- A. お孫さま等が学校等に在学している場合
- B. お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

8. 特約の契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合の取扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた際*、お亡くなりになる以前3年以内に当該祖父母さま等から取得した資金について非課税の適用を受けたことがある時には、教育資金の支払に充てられていなかった残額の全部または一部が祖父母さまから相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象となりますので、ご注意ください。

※亡くなられた日において、お孫さま等が以下のA～Cいずれかに該当する場合は、残額があっても相続税の課税対象になりません。

- A. お孫さま等が23歳未満である場合
- B. お孫さま等が学校等に在学している場合
- C. お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

- ① 祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当行窓口までお知らせください（別途、亡くなられた事実の分かる公的書類をご提出ください）。
- ② 教育資金のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は、祖父母さま等の亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当行窓口にご提出ください。
- ③ 当行は、お孫さま等からの届出を受け、管理残額（教育資金の支払に充てられていなかった残額のうち、お亡くなりになった祖父母さま等から、お亡くなりになる前3年以内に取得した価額に対応する金額をいいます。ただし、2019年4月1日以前に取得した資金についてはこの価額に含みません。）をお知らせいたします。

※管理残額は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際の相続税申告の要否は他の遺産の金額の多寡により異なります。

※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

9. その他ご注意事項

- (1) 本預金にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。
- (2) お預け入れされた資金を減額することはできません。
- (3) 本預金から引出し後に教育資金を支払う場合、引出し時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。
- (4) 前項7の①又は③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額*がある場合は、その残額が、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課されます。②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。
※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。
 - ① 預入金額のうち、お引出しをしなかった部分
 - ② お引出し金額のうち、次の部分
 - ・ 教育資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
 - ・ 教育資金の支払いと引出しの年が異なる部分
 - ・ 教育資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
 - ・ 学校等以外の者への教育資金の支払いで累計 500 万円を超える部分
- (5) 学校等への振込にかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
- (6) 2015年4月1日より、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されております。子の育児に係る費用については、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して適用をうけることはできません。
- (7) その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとします。

以上